



金 沢 市 公 報

第 3 1 6 1 号

令和6年(2024年)10月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○令和5年告示第130号(金沢市情報通信技術 を活用した行政の推進に関する条例施行規則 第3条第1項の規定に基づくシステムの指定 について)の一部改正について (デジタル行政戦略課)	3
○令和5年告示第131号(金沢市情報通信技術 を活用した行政の推進に関する条例施行規則 第7条第1項の規定に基づくシステムの指定 について)の一部改正について (")	3

● 公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	3
● 農 業 委 員 会 告 示	
○令和6年第10回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	4
● 公 営 企 業 告 示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (下水道整備課)	5

告 示

●金沢市告示第279号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和6年10月21日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 金沢市営十間町自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場

- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営森本駅前第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営竪町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 127台
 - 原動機付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和6年9月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町二24番地5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和6年10月22日から令和7年1月21日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第280号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年10月21日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
高島1丁目地内	自 転 車	1台
本町1丁目地内	自 転 車	1台
浅野本町2丁目地内	自 転 車	1台
横川3丁目地内	自 転 車	1台
新神田1丁目地内	自 転 車	1台
鳴和1丁目地内	自 転 車	1台
有松4丁目地内	自 転 車	2台
木倉町地内	自 転 車	2台
南森本町地内	自 転 車	2台
二日市町地内	自 転 車	1台
若宮1丁目地内	自 転 車	1台
堀川新町地内	自 転 車	1台
高尾台4丁目地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和6年9月1日から同月30日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和6年10月22日から令和7年4月21日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第281号

令和5年告示第130号（金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について）の一部を次のように改正します。

令和6年10月21日

金沢市長 村 山 卓

表中

金沢市電子申請サービス	https://apply.e-tumo.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/
-------------	---

を

金沢市電子申請サービス	https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa
-------------	---

に

改める。

●金沢市告示第282号

令和5年告示第131号（金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について）の一部を次のように改正します。

令和6年10月21日

金沢市長 村 山 卓

表中

金沢市電子申請サービス	https://apply.e-tumo.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/
-------------	---

を

金沢市電子申請サービス	https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa
-------------	---

に

改める。

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和6年10月21日

金沢市長 村 山 卓

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年10月21日から同年11月19日まで

(2) 場所

金沢市柿木島1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

令和6年11月20日から同年12月4日まで(郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。)

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和6年10月21日から同年11月19日まで(郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。)

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により令和6年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年10月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和6年10月28日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (9) 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果(案)に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第8号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局下水道整備課において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和6年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
北森本町及び南森本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和6年(2024年)10月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄